

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
清水谷高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th><th>事実発生時期</th><th>件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>令和7年2月</td><td>1件</td></tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和7年2月	1件	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
職員	事実発生時期	件数						
A	令和7年2月	1件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年5月16日）